第954号（平成27年7月3日発行）
発行日　５日、15日、25日
発行所
横浜市役所
横浜市中区港町１丁目１番地

横浜市報

目　　次

頁

［告示］

△	泉区における住居表示の実施【市民局窓口サービス課】	3
△	泉区における町区域の設定及び変更並びにこれらに係る字区域の変更及び廃止【市民局窓口サービス課】	5
△	南区永田台における街区の変更【市民局窓口サービス課】	8
△	新たに生じた土地の確認【市民局窓口サービス課】	10
△	中区における町区域の変更【市民局窓口サービス課】	11
△	児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】	13
△	同　【こども青少年局こども施設整備課】	14
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	15
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	16
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局障害企画課】	17
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【建築局都市計画課】	18
△	同　【建築局都市計画課】	19
△	同　【建築局都市計画課】	20
△	同　【建築局都市計画課】	21
△	横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の決定【建築局都市計画課】	22
△	横浜国際港都建設計画地区計画の変更【建築局都市計画課】	23
△	横浜国際港都建設計画高度利用地区の変更【建築局都市計画課】	30
△	横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更【建築局都市計画課】	32
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】	33
△	同　【建築局都市計画課】	34
△	横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】	35

［公告］

△	廃物の認定【資源循環局業務課】	36
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	37
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	38
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局産業立地調整課】	41
△	同　【経済局産業立地調整課】	43
△	計画段階配慮書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	45
△	地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の作成【環境創造局地籍調査課】	46
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	47
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	48

△　排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 49
△　建築協定の認可【建築局建築情報課】 50
△　建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築情報課】 51
△　開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 52
△　　同　【建築局調整区域課】 53
△　　同　【建築局調整区域課】 54
△　　同　【建築局調整区域課】 55
△　　同　【建築局調整区域課】 56
△　　同　【建築局調整区域課】 57
△　　同　【建築局調整区域課】 58
△　建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 59
［区告示］
△　認可地縁団体の告示事項の変更【緑区地域振興課】 60
△　　同　【緑区地域振興課】 61
△　　同　【南区地域振興課】 64
△　　同　【南区地域振興課】 65
△　地縁による団体の認可【神奈川区地域振興課】 66
△　認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】 67
△　地縁による団体の認可【鶴見区地域振興課】 68
△　認可地縁団体の告示事項の変更【中区地域振興課】 69
［区公告］
△　自動車臨時運行許可番号標の失効【緑区総務課】 70
△　　同　【瀬谷区総務課】 71
△　漂流物の引渡し【中区総務課】 72

告示

横浜市告示第489号

泉区における住居表示の実施

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第３条第３項の規定に基づき、住居表示を実施する区域等を次のとおり定めた。

平成27年７月３日

横浜市長　林　文子

１　住居表示を実施する区域

泉区和泉中央南四丁目、和泉中央南五丁目（別図１のとおり）

２　実施期日

平成27年９月７日

３　住居表示の方法

街区方式

４　街区符号及び住居番号

別図２のとおり（省略）

泉区における住居表示の実施区域図　別図 1

凡　　例	
――――	新　町　界
―・―・―	町　　　界
和泉中央南四丁目（いずみ　ちゅうおうみなみ）	新　町　名
（和泉町）	旧　町　名
	実　施　区　域

横浜市告示第490号

泉区における町区域の設定及び変更並びにこれらに係る字区域の変更及び廃止

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定に基づき、別図１及び別図２のとおり泉区において町区域を設定し、及び変更し、並びにこれらに係る字区域を変更し、及び廃止する。

その町界を定めるに当たっては、道路、水路、鉄道等のうちおおむね東西に通ずるものについては原則として南側の側線を、南北に通ずるものについては原則として東側の側線をもって境界とする。

なお、この町区域の設定及び字区域の廃止の効力は、平成27年９月７日から生ずるものとする。

平成27年７月３日

横浜市長　林　文子

泉区における町区域の設定及び変更図

別図 1

凡　例	
(太線)	新　町　界
(×印一点鎖線)	旧　町　界
(一点鎖線)	町　　界
和泉中央南四丁目	新　町　名
(和泉町)	旧　町　名

泉区における字区域の変更図

別図２

凡　　例	
(太実線)	新　町　界
(破線に×印)	旧　町　界
(一点鎖線)	町　　　界
(破線)	字　　　界
和泉中央南五丁目	新　町　名
(和泉町)	旧町名又は旧字名